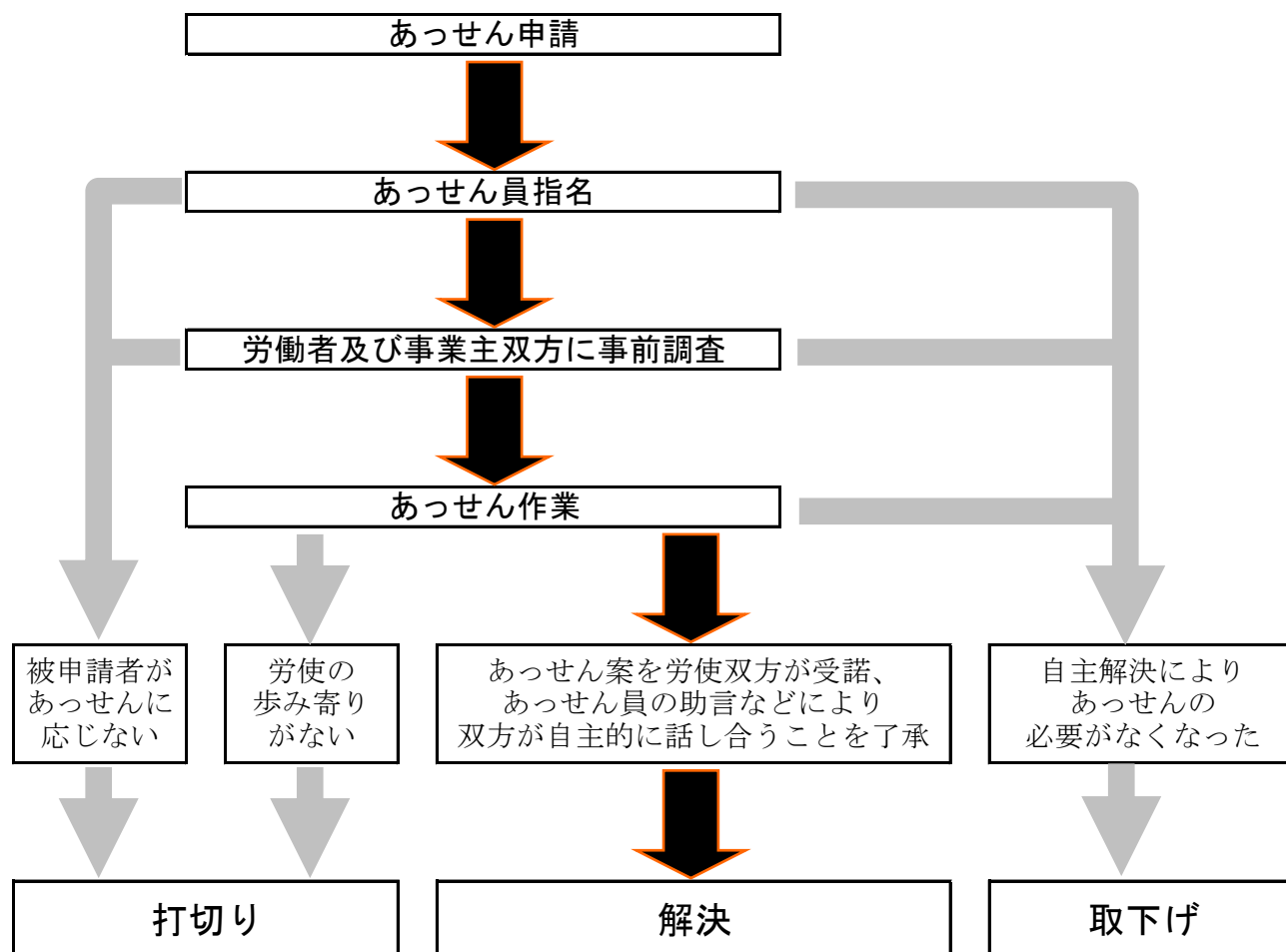


(参考)

○ 個別労働関係紛争のあっせんの流れを図示すると、以下のとおり。

ここでは大まかな例を掲載している。

※ 各都道府県労働委員会で名称・制度内容・処理方法は異なる。



個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年七月十一日法律第百十二号）

（地方公共団体の施策等）

第二十条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対する情報の提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとする。

2 国は、地方公共団体が実施する前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 第一項の施策として、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会は、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

○ 個別労働関係紛争のあっせんに関する詳しい情報は、中央労働委員会ホームページの「個別労働関係紛争のあっせん」コーナーをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/assen/index.html>